



免税エリアにて株主優待券をご利用いただける 店舗名変更等について

この度、関西空港国際線免税エリアにおいて、店舗運営形態の見直しに伴い以下の店舗名が変更となりました。

2024年3月27日(水)から

- ・スカイスポット 南ウイング店
→ SOUVENIR 関西旅日記 南ウイング店
- ・スカイスポット 北ウイング店
→ SOUVENIR 関西旅日記 北ウイング店

2024年3月28日(木)から

- ・アプローチ 第2ターミナル国際ゲート店
→ TASTE OF JAPAN 関西旅日記

なお、以下3店舗につきましては、割引対象外となる食品のみの販売となるため、「免税エリアお買物割引券」をお持ちいただきましても、優待割引できる商品の取り扱いがございません。誠に恐れ入りますがご理解の程よろしくお願い申し上げます。

【優待対応不可店舗】(割引対象外商品のみの販売のため)

- ・TASTE OF KANSAI 関西旅日記
- ・SOUVENIR 関西旅日記 南ウイング店
(旧スカイスポット 南ウイング店)
- ・TASTE OF JAPAN 関西旅日記
(旧アプローチ 第2ターミナル国際ゲート店)

これにより、「免税エリアお買物割引券」をご提示いただければ、ご購入代金の10%が割引となる店舗は次頁のとおりになります。



【優待対応可能店舗】(※)

- ・KIX DUTY FREE(全6店舗)
- ・SOUVENIR 関西旅日記 北ウイング店
(旧スカイスポット 北ウイング店)

(※)上記の店舗におきましても、食品は割引不可となります。

その他、免税店に関する情報は関西国際空港ホームページをご覧ください。

<https://www.kansai-airport.or.jp/shop-and-dine/shop?dutyfree=1>

以上